○近畿地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福知山市字岩井小字秋道八一番一から同市字岩井小字中山七二八番三まで	前	二八・三〇～八九・七七メートル	〇・〇二八キロメートル	
	後	二八・三〇～三二・二八メートル	〇・〇二八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三木市福井字三木山二四八九番地内	前	五七・二八～九五・四五メートル	〇・〇六一キロメートル	
	後	五七・二八～七九・九二メートル	〇・〇六一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長門市三隅中字大畠一六一三番一地先官有無番地から萩市大字土原字土原一八四番二まで	前	B A	七・五〇～一一三・五〇メートル	一九・五一六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A	七・五〇～一一三・五〇メートル 一〇・五〇～三一・八〇メートル	一九・五一六キロメートル 一四・九八九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十一号　萩市三見字鎖り板五五一番一から同市三見字鎖り板五五五番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月七日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十一号　下関市白崎三丁目一四二一番五地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月七日

○九州地方整備局告示第二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日　九州地方整備局長　錦木　弘之

第1　起業者の名称　鹿児島県

第2　事業の種類　二級河川大美川水系戸口川改修工事（左岸：鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田地内から同町戸口字真ラ勝地内まで、右岸：鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田地内から同町戸口字川渡地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田、字金久田、字名里、字ハサマ、字真ラ勝、字前川及び字川渡地内

2　使用の部分　鹿児島県大島郡龍郷町戸口字川渡地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田地内から同町戸口字直口地内までの二級河川大美川水系大美川（以下、「大美川」という。）左岸及び同町戸口字塩田地内から同町戸口字山之坊地内までの大美川右岸の延長1,703mの区間並びに鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田地内から同町戸口字真ラ勝地内までの二級河川大美川水系戸口川（以下、「戸口川」という。）左岸及び同町戸口字塩田地内から同町戸口字川渡地内までの戸口川右岸の延長1,060mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川大美川水系大美川改修工事及び二級河川大美川水系戸口川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である鹿児島県は、既に本件事業を開始していること、大美川及び戸口川は、河川法第5条第1項の規定に基づき鹿児島県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき鹿児島県知事が河川管理者であることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。